

就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
(就労移行支援サービス費 (II))

記入例

施設・事業所名		佐世保事業所	
定員区分	1 21人以上40人以下	就労定着率区分	1 就職後6月以上定着率が5割以上
	2 41人以上60人以下		2 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満
	3 61人以上80人以下		3 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
	4 81人以上		4 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
	5 20人以下		5 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
	6 就職後6月以上定着率が0割超1割未満		
	7 就職後6月以上定着率が0		
	8 なし (経過措置対象)		

前年度の就職後6月以上定着者の状況	就職後6月以上定着者数		<p>▲ 就職後6か月を経過する日が属する月に、該当者数を記入</p> <p>※対象年度は、前年度を記入 ※新規指定後3年間は、経過措置対象</p>
	4月	人	
	5月	人	
	6月	人	
	7月	人	
	8月	1 人	
	9月	人	
	10月	1 人	
	11月	人	
	12月	1 人	
	1月	人	
	2月	人	
	3月	1 人	
	合計	4 人	

前年度利用定員

20 人

÷

就労定着率

20.000 %

=

注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者という。）をいい、前年度の実績を記載すること（就労とは企業等と雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除くこと。）。

注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。

注3 就労定着率区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから3年間（就業年限が5年の場合は5年間）を経過していない事業所が選択する。

注4 就労定着者の状況は、別添「就労定着者の状況（就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書）」を提出すること。

注5 前年度の利用定員は、当該前年度における最終学年の生徒の定員数を記載すること。